

国際ロータリー第2520地区岩手第1分區

盛岡東ロータリークラブ

Weekly Report No. 24 (通算1955回)

Home Page : <http://www.moriokahigashi-rc.com/>E-Mail : jimukyoku@moriokahigashi-rc.com

会長 千葉伸行 / 幹事 北島美栄子
 事務所 〒020-8501 盛岡市愛宕下1番10号
 盛岡グランドホテル内
 TEL 019-601-5390 / FAX 019-601-5391
 例会場 盛岡グランドホテル
 TEL 019-625-2111
 例会日 毎週月曜日12:30 / 第3月曜日18:30
 但し、第3月曜日は(18:30～)会場が変更になる場合があります。

パスト会長 柴田茂



皆様、本日は会長に代わり、ご挨拶を申し上げます。

最初に、1月から盛岡東RCに入会された佐藤百合子さんの入会式を行います。

佐藤百合子さんにはロータリーバッジと四つのテストをお渡しし、仲間として心から歓迎いたします。

ます。

これからもよろしく願いいたします。

1. 真実かどうか (Is it the truth?)
 2. みんなに公平か (Is it fair to all concerned?)
 3. 好意と友情を深めるか (Will it build goodwill and better friendship?) :
 4. みんなのためになるかどうか (Will it be beneficial to all concerned?) :
- 佐藤百合子さん、これからのご活動を心より応援しております。

最後にJapan Rotary Portal siteのお話をさせていただきます。

ホームページのアドレス

<https://www.japanrotary.club/home>

内容は2520地区やロータリークラブの情報・ロータリーについての情報がわかりやすく掲載してありますので是非活用して頂きますようお願い申し上げます。

それでは例会をお楽しみください。

Rotary



2023-2024年度テーマ



世界に希望を生み出そう

国際ロータリー会長 ゴードン R. マッキナリー
 第2520地区ガバナー 森川昭正 (仙台宮城野RC)

昼例会

司会 : 百々雄一郎
 日時 : 2024. 1. 29 (月) 12 : 30
 会場・盛岡グランドホテル
 入会者 佐藤百合子様
 合同会社 樹里杏

次回プログラム

※2月より例会は毎週水曜日に開催いたします。

2月 7日 (水) 第8回 理事役員会
 昼例会 卓話 百々雄一郎会員
 2月14日 (水) 昼例会 卓話 高橋康介会員
 2月21日 (水) 夜例会 18 : 30
 会場 すぺいん倶楽部



◇幹事報告 幹事 北島美栄子

ロータリーレート 1ドル141円

地区大会ご案内

4月19日（金）記念ゴルフ大会 泉パークタウンGC

4月20日（土）会長幹事会RI会長代理ご夫妻晩餐会

4月21日（日）大会本会議ホテルトホリヤ仙台

◇スマイルボックス 関山岳大

柴田茂君

佐藤百合子さん入会おめでとうございます。

遠藤先生、お忙しい中卓話ありがとうございます。

遠藤明哲君

楽しくない卓話ですみません。

◇出席報告 関山岳大

会員数25名（本日入会者1名）

出席数11名 欠席数14名 出席率44%

入会式 佐藤百合子様

【職業分類】 飲食業



卓話 遠藤明哲

相続税及び贈与税の改正について

昨年10月から始まったインボイス制度、そして1月から本格適用となった電子帳簿保存法と、このところ税務に関しては新しい制度の導入が相次いでいます。

この二つの制度は、今後の実務の成熟を見守っていくことになりそうです。それ以外にも改正があったものに、相続税と贈与税があります。この税金は、「世代間の財産の移転をすすめる」という目的のもと、贈与しやすいような特例の創設等が行われてきたところですが、令和5年度の改正により今年の1月1日から適用になったものがあります。

一つは相続時精算課税に基礎控除（110万円）を暦年課税同様認めることとしたものです。

もう一つは暦年課税において相続財産に加算される期間を、3年以内から7年以内に延長するというものです。前者は相続時精算課税をやりやすくするものですが、後者は直前の相続対策に一定の制限をかけるものです。

また、以前から問題になっていた、タワーマンションなど分譲マンションの相続税評価額の見直しが行われました。簡単に言うと、これまでマンションの評価は、敷地と建物に分け、敷地は全体に対する敷地権の割合をかけたものとされていました。したがって、明らかに取得価額の高い高層階でも、低層階でも、その評価額は面積が同一であれば同じとなっていました。もともと不動産は、買った瞬間に相続税評価額は下がりますので、それに加えタワーマンションの高層階を取得することで、過度な節税が行われたという見方がされたものと思われます。実はこの論点は、私が10年以上前に共著の中で述べております。やっとそれが制度化されたということです。

計算は複雑なので省略しますが、意外と影響は大きく、ある税理士法人が例として解説しているものは、30階建ての25階、築10年のマンションが、5,000万円だったものが7,086万円になったとしています。

このところの税務行政は、電子化を進めるのはいいのですが、納税者にその負担を押し付けるものが多いような気がします。また、複雑な制度を作るのはいいのですが、それを国民が使えるようにする努力、また正しく適用されているか確認する能力が足りないように感じるところもあります。皆が納得できるような税制改正を望みます。

